

2016年10月

日本神経学会代議員選挙の実施について（予告）

本学会は2011年から、代議員は選挙により選出することになりました。今年、2017年の学術大会終了日の翌日から任期が始まる代議員について、選出が行われます。

今回行われる選挙から電子投票方式に変わること、第58回学術大会がWCN2017が開催される2017年9月に予定されているため、選出された代議員の任期が2017年9月からなることが大きな特徴です。

選挙の公示は、本年11月にホームページ（会員専用ページ）に、そして臨床神経学（56巻12号）にも掲載する予定にしておりますので、ご注意ください。

1 代議員選出方法の概要

代議員の選出方法は、基本的には前回の選挙（2015年代議員選挙）と同じですが、投票方法がこれまでの郵便による投票から電子投票に変更されます。以下概要を説明します。

(1) 代議員の区分

代議員は「支部選出代議員」と「社員総会選出代議員」に区分されますが、今回の選挙では「支部選出代議員」を選出します。

(2) 代議員選出定数

代議員の選出数は、2016年9月30日現在の正会員数をもとに支部の会員数に比例して各支部に割り振られます。

この支部選挙区ごとの定数は、選挙管理委員会が算定し、理事会が決定します。

(3) 会員が所属する支部選挙区

代議員選出のための選挙は、支部選挙区ごとに行われます（選挙事務は、学会事務局が行います）。会員は、勤務先の所在地を原則として、いずれかの支部選挙区に所属することになります（勤務先がない場合は、住居の所在地です）。

支部選挙区は、現在の地方会支部の区分を基本としていますが、伊豆地区については地域の特性を考慮して所属支部選挙区を決めております。具体的な内容は、日本神経学会代議員選出要項第4条別表で規定されておりますので、ご確認ください。

(4) 立候補

代議員になるためには、所属する支部選挙区から立候補する必要があります。

代議員の任期は2年後（2019年）の学術大会終了日までです。現職代議員（2015年補欠選出代議員を含みます。）も2017年9月の学術大会終了日をもって任期満了となりますので、新たに立候補する会員と同じく、立候補が必要となります。

現職代議員が立候補する場合は、推薦は不要ですが、新たに代議員に立候補する会員は、現職代議員の推薦が必要です。

立候補の手続きは、選挙の公示に記載されます。

(5) 投票

立候補者名簿から3人まで投票できます。投票は、電子投票により行います。立候補者名簿はホームページに公示されますが、投票依頼（ID・PW）と一緒に、投票期限の約1月前までに、選挙権を有する会員に郵便でお送りする予定です。

(6) 選挙権

選挙権は、2016年9月30日現在で日本国内に居住している名誉会員・功労会員・会費を完納している正会員に与えられます。

2 その他

(1) 選挙に関する公示

選挙に関する公示は、ホームページで行うことが原則です。ホームページの会員専用ページに掲載されますので、ご覧ください。なお、選挙日程の公示は機関誌「臨床神経学」にも掲載します。

(2) メールアドレス登録のお願い

メールアドレスをご登録いただきますと、選挙に関する情報などを学会からお知らせをすることができます。この機会にぜひ登録してください。登録は「会員マイページ」から行うことができます。

日本神経学会選挙管理委員会

この件についてのお問い合わせ先
日本神経学会事務局
TEL 03-3815-1080
E-mail HP「お問い合わせ」から
